

宝塚市立図書館資料除籍要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宝塚市立図書館条例施行規則第 8 条に規定する資料の除籍にあたって、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 宝塚市立図書館は、公共図書館の役割及び市民の要求を踏まえて、常に新鮮で適切な資料構成を維持し、開架室及び閉架書庫の効率的管理を図るため、定期的に資料の除籍を行う。

(除籍の決定)

第 3 条 除籍資料の選定は、館長が指名する 2 名以上の職員で構成する図書選定委員会によって行い、これを館長が決定する。

(除籍基準)

第 4 条 除籍資料の選定は、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 汚損・破損または欠落等のため、修理不能で利用に供せなくなった資料
- (2) 時間の経過により、誤った情報を提供する恐れのある資料
- (3) 時間の経過により、利用されなくなった資料
- (4) 新版・改訂版等を所蔵する資料
- (5) 利用者が汚損・破損または紛失し、絶版等のため入手が不可能な資料
- (6) 蔵書点検の結果、所在不明となり 3 年以上経過した資料
- (7) 貸出資料のうち、督促等を継続して行ったにもかかわらず、5 年以上回収不能な資料
- (8) 新聞・雑誌等の逐次刊行物で、定められた保存年限を経過した資料
- (9) その他、兵庫県立図書館が所蔵する等の理由により、宝塚市立図書館の蔵書として保存する必要があると判断した資料

2 前項各号のいずれかに該当する資料のうち、館長が引き続き保存が必要と判断した資料については、除籍対象としないものとする。

(除籍資料の譲渡)

第 5 条 除籍した資料は、汚損・破損がある等、再利用に適さないものを除き、資源の有効活用の観点から、学校図書館、その他の公共施設及び市民等に対して、無償で譲渡するものとする。

2 譲渡する資料のうち、学校図書館及びその他の公共施設において、相当の利用が見込ま

れるものについては、当該施設に優先的に譲渡することができる。

- 3 譲渡にあたっては、公平性の確保の観点から、広く市民等に周知する。
- 4 宝塚市立図書館の蔵書と明確に区別できるよう、譲渡する資料にはリサイクル図書である旨の表示をする。
- 5 譲渡を受けた公共施設及び市民等は、譲渡後の資料の取扱いに関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 売却しないこと
 - (2) 読書以外の目的に使用しないこと
 - (3) 館長が譲渡に際し必要と認め付した事項

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、資料の除籍に関し、統一的な処理を要する事項については館長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。
 - (1) 宝塚市立図書館資料管理要綱(平成 11 年 11 月 1 日施行)
 - (2) 宝塚市立図書館不要図書の無償譲渡に関する要綱(平成 7 年 10 月 1 日施行)